

令和 7年 4月 1日  
八 尾 市

## 建設工事請負契約における単品スライド条項の 運用マニュアルの制定について

建設工事請負契約書第 26 条第 5 項の「単品スライド条項（注 1）」に基づき請負代金額の変更を請求する場合の運用について、最近の資材単価の急激な高騰を踏まえ、国土交通省において運用ルールの改定が行われました。

これを受けて、八尾市発注の建設工事における建設工事請負契約書第 26 条第 5 項の「単品スライド条項」の運用にかかる「建設工事請負契約における単品スライド条項の運用マニュアル」を下記のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、本マニュアルの制定に伴い、「単品スライド条項の運用基準について（平成 20 年 9 月 8 日）」、「工事請負契約における単品スライド条項の拡充について（令和元年 12 月 2 日）」及び「単品スライド条項に基づき減額変更する場合の運用の拡充について（令和元年 12 月 2 日）」は、廃止します。

### 記

- 1 適用日：令和 7 年 4 月 1 日
- 2 対象工事：適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事
- 3 対象資材：「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト合材類」、「コンクリート類」及びその他の主要な工事材料
- 4 受発注者の負担：対象資材の価格変動に伴う変動金額のうち、対象請負額（注 2）の 1%を超える額

なお、「単品スライド条項」に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合も同様の取り扱いとなります。

また、運用マニュアルについては、別途契約検査課ホームページに掲載しております。

注 1) 「単品スライド条項」とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不適當になった場合に契約金額の変更を可能とするものです。

注 2) 「対象請負額」とは、部分払いを行った出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）や部分引き渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体請負額から除いたものです。

\* 個別案件の具体的な内容につきましては、各工事担当課にお問合せ下さい。

#### 【問合わせ先】

八尾市 総務部 契約検査課  
電話番号 072-924-3834